

『第2次瑞浪市人権施策推進指針』の策定について

まちづくり推進部 生活安全課

■基本方針■

瑞浪市では、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定されている地方公共団体の責務に基づき、「市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現」を目指して、平成23(2011)年3月に「瑞浪市人権施策推進指針(以下「指針」)」を策定し、その指針を推進していくための具体的な施策を、同じく平成23年3月に「瑞浪市人権施策推進行動計画」(以下「前期行動計画」)に、5年後の平成28(2016)年1月には「瑞浪市人権施策推進行動計画(後期)」(以下「後期行動計画」)にまとめました。

これまで、行動計画に基づき、様々な人権に関する取り組みを進めてきましたが、令和2(2020)年度をもって「指針」及び「後期行動計画」の推進期間が終了することから、新たに、「第2次瑞浪市人権施策推進指針」(以下「第2次指針」)を策定します。

「第2次指針」は基本的には「指針」や「後期行動計画」の考え方、取り組み内容を継承しますが、「指針」に「行動計画」を内包させた一体型の指針とし、その内容は、令和元(2019)年度に実施する「人権に関する市民意識調査」や庁内関係各課による「後期行動計画」の評価、また国・県の方針や社会状況の変化などを考慮した上で、より現状に即した計画の策定に努めます。

「第2次指針」策定の流れ

■人権施策推進指針(施策の方向性)

平成23年度～令和2年度(10年間)

<構成>

1. 施策推進指針策定の基本的な考え方
2. あらゆる場における人権教育・啓発の推進
家庭／学校等／地域／職場
3. 分野別の人権施策
女性／子ども／高齢者／障がい者
同和問題／外国人／その他の
人権課題
4. 人権施策の推進にあたって

具体的
な施策

■前期行動計画

平成23年度～平成27年度(5年間)

■後期行動計画

平成28年度～令和2年度(5年間)

<構成>

1. 行動計画策定の骨子
2. 施策体系図
3. 人権教育及び啓発等に関する具体的な施策と内容
 - 共通項目
 - 分野別の施策展開

人権施策推進会議・作業部会 / 人権施策推進審議会

人権に関する市民意識調査(令和元年度)

後期行動計画の進捗確認と評価

国・県の方針・社会状況などの取り込み

パブリックコメントの募集

第2次人権施策推進指針(「指針」・「行動計画」一体型)

令和3年度～令和12年度(10年間) *令和7年度に中間見直し

1. 「第 2 次指針」策定にあたっての取り組み・留意事項

1) 「人権に関する市民意識調査」の実施 ※前回調査：平成26年度

目的：市民の人権に対する意識や変化を把握することで、人権教育の方向性や人権侵害事案に対する救済などの施策に反映させる。

調査対象：瑞浪市在住の20歳から90歳未満の男女 1,000 人…前回と同じ

＜参考＞※20歳以上：県、土岐市、恵那市、中津川市、可児市

※18歳以上：国、多治見市

実施時期：8月半ば(予定)

2) 人権施策推進会議(以下「推進会議」)による「後期行動計画」の進捗確認・評価

目的：「後期行動計画」の進捗状況を正確に把握することで、今後必要な取り組みを「第2次指針」に反映させる。

概要：担当課、策定作業部会(以下「作業部会」)で作業を行い、推進会議にて案の審議・決定を行う。推進会議は、原則庁議後に開催する。

3) 人権施策推進審議会(以下「審議会」)による「後期行動計画」の進捗確認・評価の審議

目的：「後期行動計画」の進捗状況、評価について審議し、今後必要な取り組みを「第2次指針」に反映させる。

概要：推進会議で決定した案について、審議を行う。

4) 「後期行動計画」策定以降の国・県・瑞浪市の動き、社会情勢の把握

① 国の動き(主なもの)

○人権関係法の整備や改正

「障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律(障害者差別解消法)」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」、「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」など

② 県の動き(主なもの)

○「岐阜県人権施策推進指針」の第三次改定(平成 30 年3月)

○「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」施行(平成 28 年 4 月)

③ 瑞浪市の動き(主なもの)

○「第6次瑞浪市総合計画(後期基本計画)」の策定(平成31年3月)

○「第2次みずなみ男女共同参画プラン(後期)」の策定(平成31年3月)

5) 市民意識の反映

○「市民意識調査」の分析結果

○「第2次指針(案)」に関するパブリックコメントの募集

2. 策定体制

○推進会議

役割:「第2次指針」の策定と推進についての審議及び決定とそれに伴う関係部課等の調整。

構成:市長、副市長、教育長、理事、部長、会計管理者、教育委員会事務局長、議会事務局長、消防長、部次長

○作業部会

役割:推進会議の下部組織。担当係長級(課長補佐を含む)の職員を中心に構成され、より専門的・実務的な視点で検討を行う。

構成:総務課、企画政策課、秘書課、市民課、市民協働課、生活安全課、社会福祉課、高齢福祉課、健康づくり課、商工課、都市計画課、学校教育課、社会教育課、消防本部、その他必要と認められる課

○審議会

役割:「第2次指針」の策定と推進についての審議

構成:学識経験者、人権問題に関し識見を有する者、公募委員等、15人以内の委員

○事務局

生活安全課

3. 「第2次指針」策定のタイムスケジュール

○期間:令和元～2年度(2年間)

○年度別主要業務

| | |
|-------|---|
| 令和元年度 | ○「人権に関する市民意識調査」の実施 ○指針と後期行動計画に基づく取り組みの進捗状況と最終評価 ○意識調査の結果と「後期行動計画」の評価の考察 |
| 令和2年度 | ○「第2次指針」の策定作業(推進会議、作業部会、審議会) ○パブリックコメントの募集 ○「第2次指針」の確定 |